



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

ミャンマー連邦共和国

連邦議会

労働者紛争解決法

(連邦議会 法律番号 5/2012)

ビルマ歴 1373 年 1 月満月前 6 日

(2012 年 3 月 28 日)

前文

労働者の権利を保護するため、雇用主と労働者間の良好な関係により職場を平穏なものとするため、又は雇用主と労働者の紛争を公正に解決することで権利を正当及び迅速に確保するため、議会はこの法律を制定する。

第 1 章

表題及び定義

1. この法律を労働者紛争解決法と呼ぶものとする。
2. この法律に含まれる次の表現は以下で付与される意味を有するものとする。
 - (a) 労働者とは、日雇い労働者、短期労働者、農業労働者、家事労働者、公務員、実習生を含む経済活動又は生活のため自ら労働を行う者を意味する。また、紛争発生時において、停職中の者又は解雇された者も含むものとする。但し、軍人、ミャンマー警察官又は陸軍の統制下にある武装組織などは含まれないものとする。
 - (b) 労働組合とは、労働組合法により構成する、基本労働組合、地域労働組合、管区及び州の労働組合、労働連盟及びミャンマー労働連盟を意味する。
 - (c) 雇用主とは、ある事業で、関連する労働契約により、相互に同意した賃金で労働者の一人又はより多くの労働者を雇用し、直接的又は間接的に経営、監督及び管理をなし、労働者に賃金を支払い、採用し、解雇する責任を有する者を意味する。この表現に、雇用主の合法的管理職の代理者、個人企業で雇用主が死亡した場合の、承継者及び株式を合法的に相続する者も含まれるものとする。
 - (d) 雇用主組合とは、この法律又は現行法により構成される雇用主組合を意味する。
 - (e) 事業とは、ミャンマー国内における、国有、協同組合保有、私有、又は合併保有である、企業、貿易、産業、建築業、工業、農業、サービス業、又は他の事業を意味する



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (f) 生活上不可欠なサービス業とは、作業が中断されることにより国民の生命、健康及び安全に損害を与え得る、下記のサービス業を意味する。
- (1) 水供給サービス業
 - (2) 電力供給サービス業
 - (3) 消防サービス業
 - (4) 健康サービス業
 - (5) 通信サービス業
 - (6) 不可欠でないサービス業から、不可欠であるサービス業に変化するサービス業
- (g) 公益事業とは下記の事業を意味する
- (1) 交通業
 - (2) 港湾業及び港湾荷役事業
 - (3) 郵便、テレックス、又はファックス事業
 - (4) 情報通信技術に関する事業
 - (5) 国民のための石油又は石油製品流通事業
 - (6) ごみ処理及び生活衛生事業
 - (7) 国民に対する電力又は燃料エネルギーの生産、送電及び配電事業
 - (8) 国民の金融サービス事業
 - (9) 連邦政府により国民に有益なサービスであるとしてその時により規定された事業
- (h) ロックアウトとは、雇用主と労働者の争議で和解ができない場合、雇用主が作業所などを一時閉鎖し、業務を一時停止し、又は労働者の就業を拒否することを意味する。
- (i) ストライキとは、雇用主と労働者の紛争で和解ができない場合、社会的又は職業的な事項で、一部の労働者又は全ての労働者が決定して作業を停止し、作業をすること又は作業を継続することを拒否すること、作業を減速すること、又は多くの労働者の同意により生産又はサービスを減少させる団体行動を意味する。この表現には、労働者の生命又は健康に対して突然かつ重大な危険性が生じる旨合理的に判断しうる場合に、職場から離れるこれらの権利は含まれないものとする。
- (j) 雇用に関する同意とは、雇用又は労働に関して、雇用主及び労働者の間で口頭、協定書又は規定により締結することを意味する。
- (k) 団体交渉とは、雇用主又は雇用主組合及び労働組合間の労働及び規定、労働者間の関係につき、紛争が生じないための予防及び解決のための処置などを調整して、団体同意を決定するため行う過程を意味する。
- (l) 団体同意とは、団体交渉により労働者の職場及び労働状況を決定すること、雇用主及び労働者に関する組織の間で、これらの関係の規則を決定すること、労働組合の法的構成を承認すること、及び労働者に与える社会的な損害を防止する保障を得させることを含む、労働関連規定に対して、書類で締結する同意を意味する。
- (m) 紛争とは、労働者一人又は多数労働者の、雇用、労働、解雇について、年金、退職金、賞与、手当を含む労働又はサービスについて、職場における損害、職場における事故傷害、死亡又は



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

職業上の病気に対する賠償について、又は他の労働者問題について、雇用主一人、多数雇用主、又はこれらを代表する雇用主組織と、労働者一人、多数労働者、又はこれらを代表する労働組合の間に、生じる紛争又は相違を意味する。

- (n) 個人的紛争とは、雇用主と、労働者一人又は多数労働者の間で、現行法、規則、規約など、団体同意、又は雇用条件の同意について生じる現行労働法に規定する権利に関する紛争を意味する。
- (o) 団体紛争とは、雇用主一人又は多数雇用主と、労働組合員又は多数労働組合の間に、職場状況に関して、職場内雇用主組合又は労働組合を認可すること、これらの組織が認可する事業の権利を有する雇用主と労働者の間との関係について、職業に影響を及ぼす又は社会の治安に危険を及ぼす紛争を意味する。この表現に、現行労働法の権利に関する紛争又は利益に関する紛争も含まれるものとする。
- (p) 調整委員会とは、この法律に基づき、構成する労働者問題調整委員会を意味する。
- (q) 調停委員会とは、この法律に基づき、構成する紛争事件調停委員会を意味する。
- (r) 審理委員会とは、この法律に基づき、構成する紛争事件解決審理委員会を意味する。
- (s) 審理評議会とは、この法律に基づき、構成する紛争解決審理評議会を意味する。
- (t) 審議会とは、各紛争事件により、審判するため審理評議会の規定に従って、構成する審議会を意味する。
- (u) 審判とは、紛争事件に対して、審理評議会、審理委員会又は審議会が下す審判を意味する。
- (v) 省局とは、連邦政府労働省局を意味する。
- (w) 大臣とは、労働省、連邦大臣を意味する。

第2章

労働者問題調整委員会の構成

- 3. 労働者 30 名以上が勤務する事業で、団体同意を調整するため、雇用主は —
 - (a) 労働組合がある場合、団体交渉をするため、労働者調整委員会を下記の通り構成しなければならない。
 - (1) 各労働組合が推薦する労働者代表者 2 名ずつ
 - (2) 労働者の代表者人数と同数である雇用主の代表者
 - (b) 労働組合がない場合、労働者調整委員会を下記の通り構成しなければならない。
 - (1) 労働者が選挙した労働者代表 2 名
 - (2) 雇用主の代表者 2 名
- 4. (a) 第 2 条により構成する調整委員会で、雇用主側又は労働者側に代表者の欠員が生じた場合、関連する側が、必要に応じ任用しなければならない。
 - (b) 調整委員会の期間は 1 年である。
- 5. 調整委員会は、雇用主と、労働者又は労働組合間が良好な関係となること、労働状況、規則を調整すること、労働者の職場安全、健康、福祉及び生産性を高めることなどを促進しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

6. (a) 労働者又は労働組合側、又は雇用主側が、自らの損害を、調整委員会に自身又は代表者で要求して申告する場合、調整委員会は要求を受理する日から祝祭日を除く 5 日以内に調整して解決しなければならない。
(b) 調整委員会は、実行状況を解決記録に記入して、関連する調停委員会に規定に従って報告しなければならない。
7. 労働者 30 名未満で、調整委員会が構成できない事業において、損害を雇用主に要求する場合、雇用主は、労働者又はこれらの代表者の要求を受理する日から祝祭日を除く 5 日以内に調整し、解決した後は解決記録に記入し、関連する調停委員会が要求する場合、送付しなければならない。
8. ある事業で、労働組合の代表者と労働者が選挙した代表者が共に存在する場合、関連する労働組合及びこれらの代表者を減少させるため、雇用主は関連する労働者が選挙した代表者を利用して実行してはならない。
9. 第 6 条又は 7 条について、調停を継続することを希望する場合、雇用主又は労働者は、関連する調停委員会に申告することができる。

第 3 章 紛争調停委員会の構成

10. 管区又は州の政府は、管区又は州内の地域で、紛争調停委員会を下記の通り構成すること。

(a) 関連する管区又は州の政府が任用する 1 名	会長
(b) 雇用主又は雇用主組合が選挙する代表者 3 名	委員
(c) 労働者又は労働組合が選挙する代表者 3 名	委員
(d) 関連する地域レベル政府局の代表者 1 名	委員
(e) 雇用主及び労働組合が信用する名誉ある 2 名	委員
(f) 省局に任用される 1 名	秘書
11. (a) 第 10 条により構成する委員に欠員がある場合、その代替として関連する側が必要に応じて任用しなければならない。
(b) 調停委員会の期間は 2 年とする。
12. 調停委員会は、申告し又は受理する紛争事件を個人的紛争又は団体紛争として分類し、紛争を和解させるため、規定にしたがい、定められた期間内で、調停しなければならない。
13. 関連する管区又は州の政府は、調停委員会の構成、義務の決定、及びこれらを準備することも含む、他の要件を実行しなければならない。
14. ミャンマー国内、定められた特別経済区域における紛争事件を調停解決するため、特別法がない場合、関連する管区又は州の政府は、第 10 条により特別な調停解決委員会を構成しなければならない。
15. 雇用主及び労働組合の間で、調整して和解することができない、利益に関する紛争事件を、調停委員会が調停する前に、雇用主は雇用主の代理人を任用し、又は労働組合は労働者代表者を任用することができる。労働組合がない場合、労働者自身が代理人を選任しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

第4章

紛争解決審理委員会の構成

16. (a) 省局は、管区又は州の内、紛争事件を解決ため審理委員会を、連邦政府の同意により、下記の通り構成しなければならない。
- | | |
|--|----|
| (1) 関連する管区又は州の政府に任用される 1 名 | 会長 |
| (2) 雇用主組合組織が推薦する名簿から選挙する 3 名 | 委員 |
| (3) 労働組合が推薦する名簿から選挙する 3 名 | 委員 |
| (4) 関連する管区又は州レベル政府局の代表者 1 名 | 委員 |
| (5) 雇用主又は関連する雇用主組合及び労働組合が
信用し名誉ある 2 名 | 委員 |
| (6) 省局に任用される 1 名 | 秘書 |
- (b) 省局は、自ら管理権を有する管区又は自ら管理権を有する地域で、紛争事件解決審理委員会を連邦政府の同意を得て構成することができる。
17. (a) 第 16 条により構成する、委員に欠員がある場合、この欠員の代替として、関連する側が任用しなければならない。
18. 審理委員会は、審理評議会が規定する事業方法、手続過程及び事業計画に従って実行しなければならない。

第5章

紛争解決審理評議会の構成

19. 省局は、法律の専門家及び労働問題専門家の中で、信用でき名誉ある者 15 名が参加する、紛争解決審理評議会を連邦政府の同意により、下記の通り構成しなければならない。
- (a) 省局が選挙する 5 名
 - (b) 雇用主が推薦する名簿から選挙する 5 名
 - (c) 労働組合が推薦する名簿から選挙する 5 名
20. (a) 審理評議会で、欠員がある場合、関連する側が代わりに任用しなければならない。
- (b) 審理評議会の期間は 2 年である。
21. 審理評議会の義務は下記の通りである。
- (a) 審判する際は、社会的合法性、適正な任務、及び公平な法則に基づく、自主的委員会として存在し実行しなければならない。
 - (b) 受理した紛争事件を審理するため、第 19 条に規定される者の中から、3 名が参加する審議会を規定に従って構成し、かつ調査して審判させなければならない。
 - (c) 審理委員会及び審議会が行う事業方法、手続過程及び事業計画などを決定しなければならない。
22. (a) 省局は、審理評議会が実行する手続過程を決定しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(b) 審理評議会は、省局が規定する手続過程に従って実行しなければならない。

第6章 紛争の解決

23. 雇用主又は労働者の一方が、自らの苦情に関する個人的紛争を調停委員会に申告できる。その委員会による判断に不服がある場合、不服を有する者又は法的に与えられた代理人が、管轄がある裁判所に訴えを提起することができる。
24. 紛争について、雇用主又は労働者の一方の申告、大臣の通知、管区又は州の政府の通知、又は他の方法により知りえた又は受理した団体紛争を、関連する調停委員会は、下記の通り行わなければならない。
 - (a) 紛争事件について、知りえた又は受理した日から祝祭日を除き、3日以内に和解するため、調停すること。
 - (b) 第(b)項により調停し和解する場合、調停委員会の前で、両当事者の同意協定書を締結させること。
25. 調停委員会は、和解することができない団体紛争を、関連する審理委員会に委託することを、紛争事件の関係者に知らせなければならない。
26. 調停委員会は調停する際、和解ができない点について、所見を含む詳細な報告とともに案件を祝祭日を除く2日以内に、関連する審理委員会に委託する。また、関連する管区又は州の政府に、団体紛争について報告概略を提出しなければならない。
27. 関連する審理委員会は、第26条により調停委員会が委託する団体紛争を受理する日から祝祭日を除く7日以内に審判をして、祝祭日を除く2日以内に関連する紛争当事者に審判を送付すること。不可欠サービス業又は国民に対するサービス業に関する審判の場合、省及び関連する管区又は州の政府に写しを送付しなければならない。
28. 生活上不可欠なサービス業に関する審判のほか、審理委員会の審判に不服がある紛争当事者は、下記の点のいずれかを行うことができる。
 - (a) 審理委員会の審判を受理した日から、祝祭日を除く7日以内に、審理評議会の審判を受けるため、両当事者が申し込みをすること。
 - (b) ロックアウト又はストライキを関連する法律に従って行なうこと。
29. 生活上不可欠なサービス業に対する、審理委員会の審判に不服がある関連するある紛争当事者は、この審判を受理した日から、祝祭日を除く7日以内に、審理評議会に申し込まなければならない。
30. 審理評議会は、第28条(a)項及び第29条からの申し込みについて、調査し審判するため、審議会を構成し義務を与えなければならない。
31. 審議会は -
 - (a) 第28条(a)項により、申し込む団体紛争事件を、受理した日から祝祭日を除く14日以内に、審判しなければならない。
 - (b) 審判を祝祭日を除く2日以内に、関連する紛争当事者に送付しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

32. 審議会は -
- (a) 第 29 条により申し込む団体紛争を、受理した日から、祝祭日を除く 7 日以内に審判しなければならない。
 - (b) 審判を祝祭日を除く 2 日以内に、関連する紛争当事者に送付しなければならない。
33. 審理評議会は、第 32 条 (a) 項により、審議会が下す審判の写しを、省及び関連する管区又は州の政府に送付しなければならない。

第 7 章

審判の確定、変更及び効果

34. 審議会の審判を、両当事者の紛争当事者が同意する場合、この審判のある日から効果を生じる。
35. 審議会の審判を、審理評議会の審判として扱うこと。この審判のある日から効果を生じる。
36. 関連する紛争当事者は、審理委員会又は審理評議会の審判が確定した日から 3 ヶ月を超える場合、この審判を変更するために同意することができる。この同意により変更する部分は、審理委員会の審判の関連する部分に影響する。
37. 確定した審判には、下記の者が従わなければならない。
- (a) 紛争事件に関係する全ての者
 - (b) 紛争事件に関係がある雇用主の合法的承継者
 - (c) 紛争継続中、又は紛争後、職場で勤務する全ての労働者

第 8 章

禁止事項

38. いかなる雇用主も、審理委員会又は審議会が紛争事件を審理する間、調停するために十分な理由なしに欠席してはならない。
39. いかなる雇用主も、審理委員会又は審議会が紛争事件を審理する間、紛争事件が始まる前に定めた、労働者に対する労働規則をこの労働者の利益に損害を与えるために、突然変更してはならない。
40. いかなる者も、ある紛争事件について、この法律に従って調整、調停及び審理委員会の審判を受けることなく、ロックアウト又はストライキをしてはならない。
41. いかなる者も、審理委員会又は審理評議会の審判、又はある団体同意が有効である間、この審判又は同意を再度変更するため、ロックアウト又はストライキをしてはいけない。
42. いかなる者も、ストライキに参加することを望まない場合、労働者が自由に作業することを阻止し、又は労働者のストライキ権を妨げてはいけない。
43. いかなる者も、個人的紛争事件又は団体紛争事件に関して、調停委員会の前で締結した契約のある規定に従い、又は実行することを怠ってはならない。
44. いかなる者も、紛争事件を解決するため、審理委員会又は審議会が、事前に通知を受けた後、紛争事件が生じた事業の現場に赴き、調査するため手配をすること、紛争事件に関わると審議委員会又



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

は審議会が判断する書類を閲覧させること及び写しを送付すること、又は召喚される場合、出頭しなければならない。

45. いかなる者も、審理委員会又は審議会の前で審理するため、召喚状を受けた場合、定めた期間に、本人自身又は法的な代理人は十分な理由なしに欠席しないこと。

第9章

罰則

46. いかなる雇用主も、第38条及び第39条に定められるある禁止事項に違反することで処罰された場合、罰金として最低100,000チャットを支払わなければならない。
47. いかなる者も、第41条及び第42条に定められるある禁止事項に違反することで処罰された場合、罰金として最低30,000チャットを支払わなければならない。
48. いかなる者も、第40条、第43条、第44条及び第45条に定められるある禁止事項に違反することで処罰された場合、罰金として最低100,000チャットを支払わなければならない。

第10章

雑則

49. 審理評議会、審議会及び審理委員会の事業を執行する場合、省局が事務に関して援助しなければならない。
50. この法律により、新しく構成する調整委員会、調停委員会、審議会及び審理評議会は、委員会の期間が終了した調整委員会、調停委員会、審議会及び審理評議会が終了させていない団体交渉及び紛争事件を、この法律の規定に従って継続して実行しなければならない。
51. ある雇用主は、紛争事件を解決する間、十分な理由なしに製造比率を減少させることで、労働者の利益を減らすための行動又は懈怠行為による違反をした場合、審理委員会又は審議会が審判する全ての罰金を払わなければならない。この罰金を土地税を滞納した場合と同様に徴収しなければならない。
52. いかなる紛争当事者も、この紛争事件を調停又は審理委員会で審理中に、その紛争事件に関する犯罪又は民事事件につき、これらの訴訟を提起することは妨げられない。
53. 省局は、労働者問題紛争を、労働裁判所を構成して審理するため、連邦最高裁判所と調整して行うことができる。
54. ストライキは、雇用に関する同意契約を一時停止することであるから、この期間中、雇用主は、ストライキをする労働者に賃金を支払う責任がない。
55. 紛争事件の調整、調停、審理委員会で審判過程などにつき、関連する紛争当事者にいかなる費用も徴収してはならない。
56. 調停委員会、審理委員会、又は審理評議会は—
 - (a) 紛争事件を調停又は解決している間、刑法第21条により、公務員と看做す。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (b) 国民政府及び関連する組織から、適切な補助金及び費用などを受ける権利がある。
57. 紛争事件を審判する際、関連する紛争当事者が、証拠として提出する書類又は物につき、審理委員会又は審議会に秘密にするよう申請があった場合、これらを秘密としなければならない。
58. 貿易紛争法、1929 年により施行される規則、手続、命令通知書、命令及び指示は、この法律と矛盾しない限り、継続して適用しなければならない。
59. この法律の規定を実行する時、省局は -
- (a) 必要な規定、規則、規律を連邦政府の同意により公示できる。
 - (b) 必要な命令通知、命令、指示及び手続を公示できる。
60. 貿易紛争法、1929 はこの法律により廃止される。

ミャンマー連邦共和国、構成法律により、私はここに著名する

Sd/ ティンセイン
大統領
ミャンマー連邦共和国

【仮訳】 キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社,
(担当) Shwe Witt Yee, Thu Zar Mon